

議案第 14 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町下水道条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町下水道条例（平成17年多可町条例第185号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「市原」の前に「轟、西山、」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

多可町下水道条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	処理場の位置	処理区域	名称	処理場の位置	処理区域
(略)			(略)		
多可町杉原谷地区特定環境 保全公共下水道処理施設	多可町加美区門村583番地 8	市原、丹治、大袋、三谷、門 村の内 処理場に排水可能な地域	多可町杉原谷地区特定環境 保全公共下水道処理施設	多可町加美区門村583番地 8	轟、西山、市原、丹治、大 袋、三谷、門村の内 処理場に排水可能な地域